

(参考資料 1)

平成27年産米の市町別生産数量目標の設定ルールについて

1 基本的な考え方

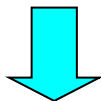
「平成24年産米の市町別生産数量目標提供方針」において、今後の市町別生産数量目標は、前年産米の各市町の主食用水稲作付面積の実績を用いて算定することとしており、平成27年産米についてもこれまでと同様に算定を行う。

なお、平成28年産米の市町別生産数量目標の設定の考え方については、平成27年産産地交付金の助成内容と整合を図る必要があることから、助成内容設定時に整理することとする。

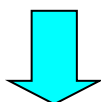
2 平成27年産米の市町別生産数量目標の算定方法

「平成26年産米の主食用水稲作付面積^{注1}」の「各市町シェア」を算出

注1) 需給調整の取組(未達成や主食用から非主食用への振り替え分)について調整・配慮する。



国から提供された「面積換算値」を上記のシェアで按分し、市町別の面積換算値^{注2}を決定



市町別の面積換算値に各市町の基準単収(広島地域センター公表値を用い算定)を乗じて、市町別の生産数量目標^{注2}を決定

注2) 国から提供される「生産数量目標」及び「面積換算値」を超えないよう調整する。